

# 沖縄県労働基準協会だより



## 主な内容

- 令和5年度各地区労働衛生管理推進大会
- 全国労働衛生週間
- 令和5年度沖縄県産業安全衛生大会(10月13日(金)開催)
- 過重労働解消のためのセミナー
- 沖縄労働局から
  - ① 令和4年職場における定期健康診断実施結果について
  - ② 沖縄県最低賃金(10月8日から時給896円)
  - ③ 令和5年労働災害・死亡災害発生状況(8月末現在、コロナリ患分を除く)
  - ④ 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。
  - ⑤ 働きがいのそばには労働保険
- 講習会のご案内(令和5年11月分)
- 新規加入事業場のご紹介(令和5年8月16日～9月15日)



## ツワブキロード

南部路のドライブに花を添えてくれる、ツワブキロード。この先トンネルを抜けると一気に、ニライカナイ橋と太平洋の大海原の大パノラマが待っています。  
(撮影地 南城市 撮影者・写真提供:与儀 栄太郎氏)

発行所／一般社団法人 沖縄県労働基準協会  
〒900-0001 那覇市港町 2-5-23  
電話：098-868-2826  
FAX：098-869-1714

発行人／会長 島袋 清人  
定 価／1部 50円

(会員の購読料は会費の中に含む)

ホームページ <https://www.okinawa-roukikyo.org/>



# 令和5年度 各地区労働衛生管理推進大会

## 那覇地区

那覇支部は、9月7日(木)に沖縄産業支援センター(大ホール)にて令和5年度労働衛生管理推進大会を開催し、63事業所102名が参加しました。

参加者全員で黙祷を捧げたあと、開会あいさつをした仲西那覇支部長からは、昨年の県内における有所見率が12年連続で全国最下位となったことにふれ、『健康経営』の考えのもと、企業が積極的に労働者の健康管理に取り組むことが益々重要となっています」と呼びかけました。



安慶名秀樹那覇労働基準監督署長からは、「労働者の健康をめぐる状況は、高齢化の進行もあり、全国的に一般健康診断の有所見率が上昇を続けています。少子高齢化が進み、多くの企業で人手不足が顕在化してきており、「健康は個人の問題」で片づける時期は過ぎつつあると感じております。今後、益々、「労働者の健康」は企業の資産となり、生産性向上のキーとなります。組織として労働者の健康づくりをバックアップしていくためにも、「うちなー健康経営宣言」に登録いただき、健康保持増進に取り組む企業であることをPRしていただきたい」旨の来賓あいさつがありました。

次いで、児玉那覇監督安全衛生課長からは、衛生週間に係る実施事項、定期健康診断実施結果の状況と「うちなー健康経営宣言」についての説明がありました。



特別講演では、(株)明治 西日本支社の平山愛友氏より「朝食改革でパフォーマンスアップ」と題してオンラインによる講話が行われました。「朝食の役割」と「たんぱく質」は五大栄養素の働きである「エネルギー源」「体づくり」「体調を整える」すべての役割を持っているが、朝食では少なくなりがちであり、タンパク質をアップする組み合わせ方等の説明がありました。また、スマホを活用して参加者の朝食バランスチェックや、たんぱく質の摂取状況の即時集計も行われました。

また、建災防沖縄県支部浦添・西原分会の安全指導員を中心に参加者全員で労働衛生週間スローガンに向かい指差唱和が行われ、健康職場への決意を新たにしました。最後に、沖縄産業保健総合支援センターの玉那覇副所長より大会宣言が読み上げられ、誰もが快適で健康に働くことができる職場づくりを目指して、「こころ」と「からだ」の両面から対策を進めることを誓い労働衛生意識を高めました。



## 中部地区

9月6日(水)、沖縄市産業交流センターにて令和5年度中部地区労働衛生管理推進大会を開催し、59事業所104名が参加しました。

参加者全員で黙とうを捧げたあと、共催者を代表して金城中部支部長のあいさつで開会し、本大会を機に職場の労働衛生活動の総点検を行い、一層の促進に努められるよう呼びかけました。



比嘉信和沖縄労働基準監督署長からは、「沖縄監督管内における令和4年休業4日以上の死傷災害はコロナによるのを除くと1昨年を上回り過去最多となった一方死亡者数についてはゼロとなりました。今年は7月末速報値で昨年同時期を上回っており、そのうち4人の尊い命が失われてしまったことは誠に残念である。過去15年間において年上半期にこれだけ死傷者が多い年はなく、由々しき事態となっており、今一度労働災害防止の徹底を切にお願い申し上げます。定期健康診断結果における有所見率が全国の中で最も高い沖縄県平均よりも、沖縄監督管内の有所見率は高く、健康改善が大きな課題となっている。食生活の改善、適度な運動など具体的な取組みとともに、『うちなー健康経営宣言』への参加・登録をお願いします。生活するために欠かせない『働く』ということにおいて、働く方が危険や健康を脅かされることはあってはならず、各職場での一層の労働災害防止と労働者の健康の確保に対する取組みにつきまして重ねてお願い申し上げます。」旨の来賓あいさつがありました。

佐喜真沖縄監督安全衛生課長からは、準備期間中に実施すべき事項の説明があり、9月は職場の健康診断実施強化月間であり、沖縄監督管内の定期健康診断結果状況を説明し、事後措置の徹底が必要であること。また、法改正関連として、解体等工事に石綿が含まれているか事前調査は有資格者が行う必要となる事や新たな化学物質規制についての説明が行われました。

特別講演では、沖縄ヤクルト(株)ES推進室の前原愛氏により「ストレスとうまく付き合う腸活術」と題して講話が行われました。最近の研究では、うつ病患者の腸内には良い菌の代表でもある乳酸菌等が少なく便秘や下痢が多い。ストレスは、腸内フロー



ラや免疫機能にも悪影響を与えるので、腸内環境をよい状態に保つことが大切である旨説明がありました。毎日実践した方の 8 割が腰痛・肩こり・眼精疲労に効果があったとされるストレッチも紹介され、参加者全員で行いました。

大会宣言が(一社)日本健康倶楽部沖縄支部の新里智久氏により読み上げられ、参加者全員の総意により採択され、建災防沖縄中部分会安全指導者の富名腰朝成氏を代表に参加者全員で指差唱和を行い、健康職場を誓いました。



## 北部地区

9 月 13 日(水)北部会館 3 階研修室にて令和 5 年度北部地区労働衛生管理推進大会を開催し、44 事業所 83 名の参加がありました。

参加者全員で黙とうを捧げたあと、労働基準協会北部支部の樽岡支部長より主催者を代表して「労働者自身の意識はもちろん大事ですが、一人で続けることはかなり困難なことです。それぞれの職場においても健康への意識を高め、運動の習慣化や飲酒と食生活の改善に取り組むなど、働く人、企業、家族が一丸となり、誰もが安心して働ける、笑顔あふれる健康職場の実現に向け取り組んでいけたらと思います。」旨の挨拶がありました。



上原周名護労働基準監督署長からは「人手不足等を背景として、様々な産業で健康障害や生活習慣病などの基礎疾患が悪化することが懸念される状況にある。依然として、長時間労働の抑制等による健康障害防止対策やメンタルヘルス対策が重要な課題となっている。働く方が心身ともに健康に働ける職場作りに取り組むことは、生産性の向上や組織の活性化につながり、結果的に業績向上につながっていくことが期待される。ぜひ「健康経営」の視点に基づいた、計画的な職場作りの実践を重ねて願います。」

旨来賓挨拶がありました。また、名護労働基準監督署長表彰団体賞が、琉球製罐(株)安全衛生委員会に授与されました。

中野名護監督労働基準監督官からは、労働衛生週間実施要綱、北部地区の健康診断結果状況、ストレスチェックの実施状況及び直近の法改正について説明がありました。



特別セミナーとして、北部保健所の主任保健師松田寿美子外 3 氏から、「1 に運動 2 に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ」、「がん検診を受けていたら良かった」、「長寿のバトン次世代へ」、「受動喫煙及び歯科保健関係」の各テーマで検診の大切さや一次予防としての健康的な生活習慣などの説明がありました。

琉球セメント(株)屋部工場の玉城輝大氏が大会宣言を読み上げ、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることを宣言し採択されました。指差し唱和では、(株)屋部土建の宮城海人氏を代表に、参加者全員で衛生週間スローガンの指差唱和を行いました。最後に、建災防沖縄北部分会の仲根俊郎分会長より「誰もが安心して働ける職場を尚一層築いて参りましょう。」と閉会挨拶がありました。



## 宮古地区

9 月 7 日(木)、宮古島市中央公民館(未来創造センター)にて、令和 5 年度宮古地区労働衛生大会を開催し、28 事業所 82 名の参加がありました。

参加者全員で黙とう後、平良建災防沖縄県支部宮古分会長の挨拶により開会し、渡真利沖縄県労働基準協会宮古支部長の挨拶では、事業主に労働衛生管理の充実を求めるとともに、労働者にも自主的な心身の管理を呼びかけました。



井上茂樹宮古労働基準監督署長からは、「過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっている。宮古地区の令和 4 年の定期健康診断実施状況は、前年より 1.6 ポイント増加の 72.8%となっており、県の平均よりやや高く、また全国平均の 58.3%を大きく上回っており非常に憂慮すべき状況である。労働衛生週間のスローガンの下、経営トップから安全衛生の担当者、労働者まで企業の全員が自主的に労働生活動を進め、職場の労働衛生管理水準が高まるよう取り組みをお願いする。

宮古労働基準監督署としては、労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置、保険指導、職場のメンタルヘルス対策、健康教育等について、取り組みが低調であったり、不十分な事業場に対しては、個別指導等を実施するとともに、労働者 50 人未満の事業場に対しては「宮古地域産業保健センター」の活用を引き続き促して、必要な措置が着実に実施されるよう進めていく。「うちなー健康経営宣言」への登録もお願いしたい。」旨来賓挨拶がありました。

大久保宮古監督労働基準監督官からは令和 5 年度全国労働衛生週間の実施要綱、健康診断、メンタルヘルス、過重労働





対策等の説明がありました。

特別講演では、「大腸がんについて」と題して、沖縄県立宮古病院消化器外科部長の浅野志麻氏より、早期発見のための健診受診や検査内容などの講話が行われました。

城間陸災防沖縄県支部宮古分会が読み上げた大会宣言を採択し、労働基準協会宮古支部安全衛生部会、建災防沖縄宮古分会 SP 会を筆頭に参加者全員でスローガンに向かい指差唱和を行い労働衛生の意識を高めました。



### 八重山地区

9月6日、石垣市市民会館中ホールにて令和5年度八重山地区労働衛生大会を行い、70事業所87名が参加しました。



八重山地域産業保健センターの上原代表の開会挨拶の後、八重山支部安全衛生部会員を代表に、参加者全員で指差唱和を行いました。

共催者を代表して宮良博文八重山支部長は、「全ての方が安心して働ける快適職場づくりが重要。健康を最優先にする職場環境のより一層の推進を」と呼び掛けました。



渋谷雄太八重山労働基準監督署長、前泊八重山市町会副会長及び長濱沖縄県八重山事務所長の代理の嘉数班長から来賓挨拶があり、渋谷八重山監督署長からは、「沖縄県の定期健康診断の有所見率は12年連続最下位で、八重山地区は令和2年の72.9%をピークに2年連続で減少し昨年は63.7%で沖縄県全体を大きく下回る結果となったが、全国平均よりはなお5.4ポイント大きい。血中脂質や血圧、肝機能など、生活習慣に起因すると考えられる項目が高い割合を示しており、改善には労働者一人一人の日頃の健康管理が非常に重要である。自らの健康管理に努めて頂くと共に、事業者としての取り組みも行って頂きたい。八重山地区の業務上疾病の発生状況は、この3年間では、腰痛などの動作の反動・無理な動作が17人と全体の6割を占めていることと、熱中症が4人発生してうち2人が亡くなっていることが特徴として挙げられる。」旨のあいさつがありました。



田村八重山監督署労働基準監督官からは、全国労働衛生週間の取組み、石綿等の法改正についての説明がありました。



特別講演では、沖縄県八重山病院腎臓内科部長宮里均先生による「八重山の透析と健康問題について」と題した講演が行われました。

大会宣言は、建災防沖縄県支部八重山分会の平良聡副分会長により読み上げられ、参加者全員の総意により採択されました。

最後に建災防沖縄県支部八重山分会の米盛分会長が閉会挨拶し「心身ともに健康で快適な職場づくりを目指し、労働者の健康確保にさらに取組んで行きましょう。」と呼びかけ閉会しました。

第74回 全国労働衛生週間

2023 10/1>7

準備期間 9/1~30

目指そうよ二刀流

ここからたの健康職場

厚生労働省 中央労働災害防止協会

第74回 全国労働衛生週間

2023 (令和5) 年10月1日(日)~7日(土) [準備期間: 9月1日~30日]

全国労働衛生週間スローガン

目指そうよ二刀流

ここからたの健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします!

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間 (9月1日~30日) に実施する事項

- 重点事項をほめて、日頃の労働衛生活動の励みを行うこと
- 運動習慣の向上と運動習慣の普及
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- 職場における腰痛・職業災害の予防対策
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 化学物質による健康被害の予防対策
- 労働安全衛生法改正による労働者の健康被害の防止
- 石綿による健康被害の防止
- 女性の就業環境の改善
- 労働者の受診機会向上

全国労働衛生週間 (10月1日~7日) に実施する事項

- 事業者または関係団体の安全管理による健康確保
- 労働衛生法の関係法改正による健康確保
- 労働衛生に関する啓発活動、研修等
- 労働安全衛生法改正による労働者の健康被害の防止
- 労働安全衛生法改正による労働者の健康被害の防止
- 労働安全衛生法改正による労働者の健康被害の防止
- 労働安全衛生法改正による労働者の健康被害の防止
- 労働安全衛生法改正による労働者の健康被害の防止

主催 厚生労働省、中央労働災害防止協会  
協賛 建設労働安全衛生協会、建設労働安全衛生協会、建設労働安全衛生協会

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支えるため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター (地産保) では、小規模事業者を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター (さんぽセンター)  
<https://www.ishikawa.go.jp/industry/industry-center/>

■団体経由産業保健活動推進助成金  
<https://www.ishikawa.go.jp/industry/industry-center/industry-center/>

メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム (無料)」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunseki/rodo/mental/mental.html>

メール・電話・SNS相談窓口を設け、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト (こころの健康)  
<https://www.mhlw.go.jp/mental/>

治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ  
<https://chiryu-jishu@poptop.mhlw.go.jp>

化学物質管理

化学物質のラベル・SDSの作成、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施するための情報を提供しています。

■事業者向けガイド  
[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/label/anzen/ksa/qaqslu\\_andra.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/label/anzen/ksa/qaqslu_andra.html)

転倒・墮落予防対策

【いきいき健康体操】 (監修: 松平浩)

■動画  
[https://www.mhlw.go.jp/content/000895038\\_main.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/000895038_main.pdf)

■解説書  
[https://www.mhlw.go.jp/content/000895038\\_main.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/000895038_main.pdf)

SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」に加盟し安全衛生の取り組みを社内外に広げよう!

※加盟制にある転倒・墮落などの労働災害について、経営者や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動です。経営者層から企業、現場でコンソーシアムを構成し、労働現場での協議や、経営者層の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組みの推進などに関するさまざまなサポートをします。

■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら (サイト内から加盟申請もできます)  
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>

高齢者労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働く職場環境の実現に向けた取組を進めましょう。

<https://www.mhlw.go.jp/bunseki/rodo/elderly/>

働き方改革

時外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■働き方の現状が把握できる「自己診断」等 (働き方・休日改善ツールキット)  
<https://work-balance.mhlw.go.jp/>

■各種助成金や無料相談の紹介等 (働き方改善ツールキット)  
<https://work-balance.mhlw.go.jp/>

労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。

安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際の「ご協力」をお願いします。

<https://www.mhlw.go.jp/rodo/industry/industry-survey/>

その他

■職場における熱中症予防情報  
<https://www.mhlw.go.jp/bunseki/rodo/heatstroke/>

■職場における労働災害の防止  
<https://www.mhlw.go.jp/bunseki/rodo/industry/industry-survey/>

■労働安全衛生法改正による労働者の健康被害の防止  
<https://www.mhlw.go.jp/bunseki/rodo/industry/industry-survey/>

■労働安全衛生法改正による労働者の健康被害の防止  
<https://www.mhlw.go.jp/bunseki/rodo/industry/industry-survey/>

令和5年度 『沖縄県産業安全衛生大会』

開催日時: 令和5年10月13日(金) 14:00~

開催場所: ダブルツリーbyヒルトン那覇首里城 (那覇市)

沖縄県労働安全衛生大会



# 令和4年 職場における定期健康診断実施結果について

令和 5 年 8 月 29 日沖縄労働局発表

～**有所見率 (72.1% (※1))** は昨年に比べ**1.7ポイント増**～

～**9月**は職場の**健康診断実施強化月間**です！～

沖縄労働局 (局長 にしかわ まさと 西川 昌登) は、令和 4 年に事業場から提出された定期健康診断結果報告書に基づき、定期健康診断実施結果の状況 (※2) を取りまとめました。

(※1) 「有所見率」とは、受診した労働者のうち健康診断の項目に何らかの異常の所見がある方の割合をいう。

(※2) 今回の発表内容は、県内5か所の労働基準監督署に報告のあったのべ 1,290 事業場 (受診者 115,686 人) において実施された定期健康診断結果報告書に基づくものです。

## 1 ポイント

(1) 有所見率は 12 年連続で全国最下位 (資料①、②-1 及び②-2 参照)

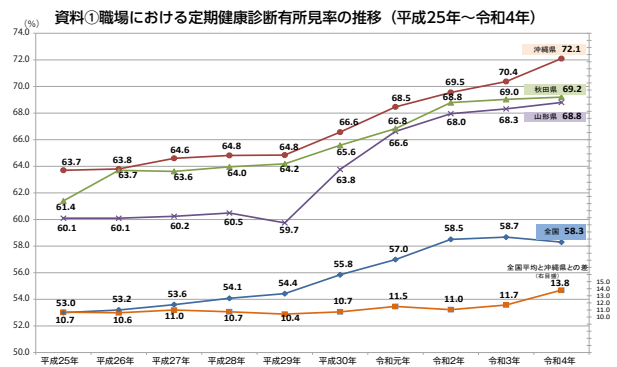
- ① 有所見率は前年比 1.7 ポイント増加の 72.1% となり、平成 23 年から 12 年連続最下位
- ② 全国平均値との格差は 13.8 ポイントとなり、昨年に比べ 2.1 ポイント広がった。

(2) 健診項目別の有所見率 (資料③ 参照)

血中脂質が 41.8%( 全国平均 31.6%) で最も高く、次いで血圧 26.7%( 全国平均 18.2%)、肝機能 24.0%( 全国平均 15.8%) の順となっている。また、尿 (糖)、喀痰以外の項目で全国平均値より高い。

(3) 有所見率の高い3業種 (資料④ 参照)

「製造業 (79.7%)」、「清掃・と畜業 (78.4%)」、「運輸交通業 (74.9%)」等が全業種平均値 (72.1%) より高い業種となっている。



## 2 沖縄労働局の取組み

令和5年度から5か年の計画である「沖縄労働局第 14 次労働災害防止計画」において、働き盛り世代の健康づくり対策の推進の目標として、定期健康診断結果の有所見率の全国平均との差を令和4年と比較して令和9年までにその拡大に歯止めをかけることを掲げており、以下について取り組んでいく。

- (1) 「**うちなー健康経営宣言**」登録事業場数を令和9年までに 5,000 件以上とするため、登録の周知を行う。(資料⑤参照)  
※「健康経営®」は NPO 法人健康経営研究会の商標登録です。
- (2) 健康診断結果に基づく保健指導や、病気を抱える労働者の治療と仕事の両立支援などの必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年までに 80% 以上とする。そのため、
  - ① 産業医、衛生管理者、衛生推進者の選任等の指導
  - ② 定期健康診断について
    - ・ 定期健康診断の実施と、その結果通知の徹底
    - ・ 実施後の措置について、有所見者に対しては、医師による意見聴取の徹底
  - ③ 事業者・産業保健スタッフ等に対して沖縄産業保健総合支援センターや地域産業保健センターの利用勧奨を積極的に行う。
- (3) 「職場の健康診断実施強化月間 (9月)」の取組みについて、関係団体へ周知、及び事業者に対して周知・指導を行う。(資料⑥参照)

### 〔添付資料〕

- ① 職場における定期健康診断有所見率の推移 (平成 25 年～令和 4 年)
- ②-1 令和4年定期健康診断実施結果 (都道府県別)(1～9月)
- ②-2 令和4年定期健康診断実施結果 (都道府県別)(10～12月)  
(※②-1 及び②-2 は、令和4年10月の労働安全衛生規則の改正前後に基づくもの。)
- ③ 職場における定期健康診断有所見率 (令和4年健診項目別)
- ④ 職場における定期健康診断有所見率の主な業種 (有所見率の高い順)(平成30年～令和4年)
- ⑤ うちなー健康経営宣言 (リーフレット)
- ⑥ 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です (リーフレット)

◆ 添付資料 (②～⑥) 及び詳細については、[沖縄労働局のホームページ](#)をご参照ください。

なお、担当部署は、[沖縄労働局 労働基準部 健康安全課](#) (電話番号 098-868-4402) です。



# 確認しよう、最低賃金!

事業者も、  
労働者も、  
お互いに。

会社員、パート、  
アルバイトの方、  
学生さんなど  
働く人すべての人  
と雇う人のためのルールです。

## 沖縄県 最低賃金

令和5年  
10月8日から  
時間額 **896円** **43円UP** 前年比

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金に関するお問い合わせは沖縄労働局または最寄りの労働基準監督署へ

賃金引上げ特設ページ 賃金引上げ特設ページ 賃金引上げ特設ページ

中小企業事業者の皆さんへ 業務改善助成金 最大600万円を助成

「最低賃金制度」は、働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障する制度のことです!

確認の方法は? | 確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較してみましょう!

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額をさき込んでみましょう。(1~2)

- 時間給の場合: 時間給 ÷ 最低賃金額(時間給) ≥ 1
- 日給の場合: 日給 ÷ (日給の平均労働時間) ≥ 最低賃金額(時間給)
- 月給の場合: 月給 ÷ (1か月の平均労働時間) ≥ 最低賃金額(時間給)
- 上記1,2,3が組み合わさっている場合: 例え、基本給が日給で、手当(職務手当など)が月給の場合

①基本給(日給)÷2の計算で時間額を出す  
②各手当(月給)÷3の計算で時間額を出す  
③①②を合計した額、最低賃金額(時間額)

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

中小企業事業者の皆さんへ 「業務改善助成金」とは

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金 最大600万円を助成

0120-366-440 詳細は、こちら 業務改善助成金 検索

1 支給の要件 2 申請の受付 3 審査の結果 4 支給

1 最低賃金に関するお問い合わせは沖縄労働局または最寄りの労働基準監督署へ

2 賃金引上げ特設ページ 賃金引上げ特設ページ 賃金引上げ特設ページ

3 中小企業事業者の皆さんへ 業務改善助成金 最大600万円を助成

令和5年度厚生労働省委託事業 事業主・企業の人事労務担当者、管理職の方向け

本セミナーでは、過重労働防止に関する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「実務的に使える知恵やノウハウ」を提供します!

# 過重労働解消

健康的でやる気あふれる職場の実現のために

## セミナー内容

- ★ 法令、ガイドライン等のポイント解説
- ★ 過重労働に関連する脳・心臓疾患、精神疾患に係る裁判例
- ★ 過重労働解消に関する企業の取組事例

※また、受講ごとに、各講師の専門分野に重点テーマを設定し、60分程度深掘りして詳細に解説します。

開催日程 2023年10月~2024年1月

開催方法
 

- オンライン開催 (Zoomウェビナー使用) : 50回開催
- 会場開催 : 東京・大阪で各1回の計2回開催

 ★ 特別企画として「業務効率化セミナー」もオンライン開催と並行して開催予定です。

個別開催 企業単位・団体単位での開催のご希望がございましたら、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト <https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>

全55回 (参加費) 無料

2023年度 過重労働解消のためのセミナー 開催スケジュール

オンライン開催(50回) + 会場開催(2回)

開催日	開催時間	講師	講師所属	講師の専門分野
10月1日	10:30-12:00	外野浩志	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
10月3日	14:00-16:30	仲田大介	脳・心臓疾患に係る裁判例	脳・心臓疾患に係る裁判例
10月5日	14:00-16:30	外野浩志	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
10月12日	14:00-16:30	外野浩志	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
10月13日	14:00-16:30	水野一博	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
10月16日	14:00-16:30	仲田大介	脳・心臓疾患に係る裁判例	脳・心臓疾患に係る裁判例
10月18日	14:00-16:30	外野浩志	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
10月19日	14:00-16:30	北原大介	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
10月20日	9:30-12:00	上村優一	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
10月20日	14:00-16:30	森井博子	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
10月23日	9:30-12:00	田原さつき	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
10月23日	14:00-16:30	田原さつき	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
10月27日	9:30-12:00	水野一博	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
10月31日	9:30-12:00	河合智明	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
11月2日	14:00-16:30	河合智明	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
11月8日	14:00-16:30	森井博子	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
11月9日	9:30-12:00	仲田大介	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
11月10日	9:30-12:00	田原さつき	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
11月11日	14:00-16:30	河合智明	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
11月14日	14:00-16:30	森井博子	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
11月14日	14:00-16:30	森井博子	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
11月16日	9:30-12:00	引越隆夫	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
11月16日	14:00-16:30	引越隆夫	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
11月17日	9:30-12:00	河合智明	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
11月18日	14:00-16:30	森井博子	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
11月19日	9:30-12:00	仲田大介	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
11月20日	9:30-12:00	田原さつき	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
11月21日	14:00-16:30	河合智明	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
11月22日	9:30-12:00	仲田大介	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
11月22日	14:00-16:30	引越隆夫	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
11月27日	9:30-12:00	田原さつき	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
11月27日	14:00-16:30	上村優一	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
11月28日	9:30-12:00	外野浩志	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
11月28日	14:00-16:30	田原さつき	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
11月30日	9:30-12:00	仲田大介	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
12月5日	14:00-16:30	森井博子	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
12月7日	9:30-12:00	北原大介	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
12月7日	14:00-16:30	北原大介	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
12月8日	9:30-12:00	上村優一	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
12月8日	14:00-16:30	外野浩志	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
12月11日	9:30-12:00	河合智明	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
12月11日	14:00-16:30	河合智明	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
12月12日	9:30-12:00	田原さつき	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
12月13日	9:30-12:00	上村優一	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
12月15日	14:00-16:30	森井博子	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
12月19日	9:30-12:00	引越隆夫	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
12月21日	9:30-12:00	引越隆夫	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
12月21日	14:00-16:30	引越隆夫	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
12月22日	9:30-12:00	森井博子	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
12月22日	14:00-16:30	北原大介	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
12月28日	9:30-12:00	北原大介	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律
12月28日	14:00-16:30	北原大介	過重労働防止に関する法律	過重労働防止に関する法律

特別企画 業務効率化セミナー (オンライン開催1回 + 会場開催2回)

開催日	開催時間	会場	講師
東京	10/11(木) 14:00-16:30	丸の内駅前ビル(新宿区)	(特)日本経済団体連合会コンサルティングチームプロジェクト 小野原 光明
大阪	12/14(木) 14:00-16:30	工部局ビル(大阪市中央区北區)	

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト <https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>

# 令和5年業種別署別労働災害発生状況 (8月末累計)

(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)

沖縄労働局

業種	令和5年(8月末累計)						令和4年(8月末累計)						局計対令和4年比較	
	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	増減数(人)	増減率(%)
製造業	63	(1) 38	6	2	1	(1) 110	48	38	10	3	9	108	2	1.9
食料品製造業	36	21	6	1		64	34	22	8		5	69	▽ 5	▽ 7.2
鉱業						0						0	0	-
建設業	48	(3) 48	4	2	8	(3) 110	52	40	15	6	5	118	▽ 8	▽ 6.8
土木工事業	9	8	1	1	4	23	8	4	3	3	1	19	4	21.1
建築工事業	27	(2) 36	2	1	3	(2) 69	42	31	8	2	4	87	▽ 18	▽ 20.7
交通運輸事業	15	5				20	11	2			1	14	6	42.9
陸上貨物運送事業	29	8		(1) 2	3	(1) 42	30	9		1		40	2	5.0
港湾荷役業	2		1	1	1	5				2		4	1	25.0
林業	1		1	2		4						4		-
農業、畜産・水産業	4	2	2		4	12	7	2	6	1	1	17	▽ 5	▽ 29.4
第三次産業(運輸を除く)	262	164	37	26	29	518	(1) 206	150	19	21	19	(1) 415	103	24.8
商業	76	47	3	4	5	135	56	48	3	2	3	112	23	20.5
小売業	43	40	3	3	2	91	31	39	2	2	3	77	14	18.2
接客娯楽業	31	32	12	8	12	95	28	19	5	3	7	62	33	53.2
旅館・ホテル	11	10	6	4	4	35	9	10	2	2	4	27	8	29.2
飲食店	14	16	3	2	3	38	13	8	2	1	2	26	12	46.2
保健衛生業	67	45	10	3	5	130	62	43	4	6	6	121	9	7.4
社会福祉施設	43	33	8	2	5	91	40	29	4	4	6	83	8	9.6
ビルメンテナンス業	27	6	2	7	3	45	24	11	3	2		40	5	12.5
その他の業種	61	34	10	4	4	113	(1) 36	29	4	8	3	(1) 80	33	41.3
全産業	(0) 424	(4) 265	(0) 51	(1) 35	(0) 46	(5) 821	(1) 354	(0) 241	(0) 52	(0) 34	(0) 35	(1) 716	105	14.7

(注) 1. 労働者死傷病報告により作成したもの。  
 2. 被災者数の枠の左側( )は死亡者数で内数。  
 3. 「▽」は減少を示す。  
 4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。  
 5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。  
 6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜(ビ)を除く、官公署、その他の事業を示す。

# 令和5年死亡災害発生状況 (8月末累計)

沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数(規模別)	発生状況
1	沖縄	はさまれ・巻き込まれ	建築物、構築物	機械器具設置工事業	1月上旬	30歳台	1~9	機械式駐車場の設置工事において昇降モーターの駆動チェーンの調整作業を行っていたところ、駆動チェーンが歯車から外れリフトが落下し、歩廊にまたがって別作業をおこなっていた被災者が挟まれたもの。
2	沖縄	崩壊・倒壊	移動式フレン	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	1月下旬	50歳台	1~9	移動式フレン(トラック積載型クレーン)を使用してつり上げ作業を行っていたところ、移動式フレンの旋回体の根元部分が破断したことによりジブが倒壊し、被災者を直撃した。
3	沖縄	激突され	解体用機械	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	2月中旬	20歳台	1~9	解体用ニブラを装着した車両系建設機械で、スリングを通した足場板をニブラに引っかけて吊り上げ、積載型トラッククレーンに荷卸ししようとしたところ、車両系建設機械が転倒し、機械とトラックとの間に被災者がはさまれたもの。
4	宮古	はさまれ・巻き込まれ	フォークリフト	一般港湾運送業	6月下旬	60歳台以上	30~49	フォークリフトを使用してトレーラーからコンテナの荷卸し作業を行っていたところ、フォークリフトの後方にいた労働者が、後進したフォークリフトに巻き込まれて被災した。
5	沖縄	崩壊・倒壊	石、砂、砂利	その他の土石製品製造業	6月下旬	40歳台	1~9	被災者が鉄製アンクルに立てかけられた石板(重量約300kg/枚)を重機により持ち上げるため、吊り上げ用クランプを固定する作業の際、鉄製アンクルが破損し、石板約35枚が被災者の上に倒れ、はさまれたもの。

\*労働者死傷病報告による。統計情報は今後の調査により修正される場合があります。

秋の休暇を楽しんで  
心に残る思い出を。

Refresh!  
もっと自分らしい  
働き方  
休み方

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

●年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。  
●年次有給休暇付与計算による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

◎厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署  
令和5年10月1日現在 | <https://www.mhlw.go.jp>  
年次有給休暇取得促進ポータルサイト | <https://www.mhlw.go.jp>

働きがいの  
そばには労働保険。

労働保険  
雇ったら、入る。労働者を守る。

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者を一だても雇っていたら、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

労働保険の成立手続きを行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続き可能! 口座振替納付も便利

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークにご相談ください。  
厚生労働省コールセンター | <https://www.mhlw.go.jp> | <https://www.mhlw.go.jp>

事業主の皆さまへ

「労働保険」とは、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険の総称です。  
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の成立手続き義務の有無などを確認の上、まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。

**労災保険**  
労働者が仕事(業務)や活動が原因で怪我した場合、病気になった場合や予期せぬ死亡になった場合に、被災労働者やご遺族を支えるための給付等を行っています。

**雇用保険**  
労働者が失業した場合や育児、介護のため休業した場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付を行っています。

成立手続き義務のある事業場  
正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を入れて雇っている事業場は原則として労働保険の成立手続きを行う義務があります。  
※以下に該当する場合は労働保険の成立手続きが免除となります。  
1. 労働者数が10人以下の事業場(ただし、労働者数が10人以上で、かつ、労働者数が10人以上の事業場が10人以上いる場合は、労働保険の成立手続きを行う義務があります。)

労働者とは?  
労働者とは、正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者として就業する者を指します。労働者として就業する者には、労働保険の成立手続きを行う義務があります。労働者として就業する者には、労働保険の成立手続きを行う義務があります。労働者として就業する者には、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

成立手続きを怠ると?  
1 罰金または懲罰金を科せられるほか、油断も厳禁です。  
労働者、労働基準監督署又はハローワークから指摘を受けたにもかかわらず、労働保険の成立手続きを行わない事業場に対しては、労働基準監督署より成立手続きを促す通知が送付されます。労働保険の成立手続きを行っていない事業場に対しては、労働基準監督署より成立手続きを促す通知が送付されます。労働保険の成立手続きを行っていない事業場に対しては、労働基準監督署より成立手続きを促す通知が送付されます。

2 労働災害が生じた場合、労働保険給付額の全部又は一部を徴収します。  
事業主が、被災又は重大な災害により労働者の就業を妨げないよう必要な本事業場の経営中に生じた事業場について労働保険給付を行った場合は、労働基準監督署の届出による労働保険の給付額の算定で、労働給付に算入される費用に労働者の全部又は一部を徴収されません。

3 事業主のためのための助成金が受けられません。  
雇用保険助成金(休業給付)によって雇用維持を図る事業主に助成金、特定労働者雇用奨励金(青年雇用)等が支給され、賃料補助に活用される場合、入居する事業主は助成金の対象外です。事業主のための労働保険助成金については、労働基準監督署の届出による労働保険の給付額の算定で、労働給付に算入される費用に労働者の全部又は一部を徴収されません。

電子申請での手続き | 口座振替納付が便利

電子申請での手続きは、24時間いつでも手続き可能! 口座振替納付も便利  
労働保険の成立手続きは、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。  
厚生労働省コールセンター | <https://www.mhlw.go.jp> | <https://www.mhlw.go.jp>





# 講習会のご案内 (令和 5 年 11 月分)

長年の実績と信頼、理解し易い講習に努めています  
各講習の日程表など詳細については、当協会ホームページにも掲載しております。



二次元  
バーコードから  
ご確認頂けます。

項目	講習名	実施日・実施会場	受講料等 (テキスト代込み)	
<b>事業部</b> <b>(教習センター)</b> ☎ (098) 979-7897 📠 979-9975	フォークリフト運転技能講習	11/6(月)~10(金) 🎓 うるマルシェ2階(うるま市前原) 🏢 教習センター(うるま市州崎)	46,650 円	
	鉛作業主任者技能講習	10/7(火)~8(水) うるま市前原	14,370 円	
	危険予知訓練リーダー研修	11/9(木)~10(金) うるま市前原	会 員 16,170 円 非会員 19,470 円	
	フォークリフト運転技能講習	11/13(月)~17(金) 🎓 沖縄市産業交流センター(沖縄市泡瀬) 🏢 教習センター(うるま市州崎)	46,650 円	
	特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習	11/14(火)~15(水) 沖縄市産業交流センター(沖縄市泡瀬)	13,380 円	
	<b>那覇支部</b> ☎ (098) 868-2831 📠 869-1714	ガス溶接技能講習	🎓 11/16(木)~17(金) うるま市前原 🏢 11/18(土) 美里工業高校 機械科溶接実習室(沖縄市泡瀬)	12,280 円
		フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	11/20(月) 🎓 うるマルシェ2階(うるま市前原) 🏢 教習センター(うるま市州崎)	会 員 9,090 円 非会員 12,390 円
	<b>中部支部</b> ☎ (098) 937-0162 📠 937-0163	巻き上げ機 (ウィンチ) 運転特別教育	🎓 11/21(火) うるま市前原 🏢 11/22(水)、A班午前、B班午後 教習センター(うるま市州崎)	会 員 14,770 円 非会員 18,070 円
		小型移動式クレーン運転技能講習	🎓 11/27(月)~28(火) うるま市前原 🏢 A班11/29(水)、B班11/30(木)、C班12/1(金) 教習センター(うるま市州崎)	二科目免除 23,705 円 一科目免除 25,705 円 免除無 27,705 円
		自由研削といしの取替等の業務に係る特別教育	11/29(水) うるま市前原	会 員 9,420 円 非会員 12,720 円
安全管理者選任時研修		11/30(木)~12/1(金) うるま市前原	会 員 16,350 円 非会員 21,850 円	
<b>北部支部</b> ☎ (098) 54-4700 📠 52-7004	自由研削といしの取替等の業務に係る特別教育	11/28(火) 北部会館3階(名護市宇茂佐の森)	会 員 9,420 円 非会員 12,720 円	
	粉じん作業特別教育	11/29(水) 北部会館3階(名護市宇茂佐の森)	会 員 8,980 円 非会員 12,280 円	
<b>宮古支部</b> ☎ (098) 73-1455 📠 73-6511	玉掛け技能講習	11/14(火)~16(木) 🎓 宮古建設会館 1階会議室 🏢 先嶋建設(株)多目的広場	免除有 25,930 円 免除無 27,930 円	
<b>八重山支部</b> ☎ (098) 88-5355 📠 88-5360	玉掛け技能講習	11/20(月)~22(水) 🎓 八重山建設会館 2階 🏢 石垣港南ぬ浜町ふ頭用地	免除有 25,930 円 免除無 27,930 円	

各講習の日程表・受講申請書が必要な方・定員の確認は、各支部へお問い合わせください。  
・受講予約者が定員に達している場合には、キャンセル待ちとなりますので、ご了承ください。



新規加入事業場のご紹介 (8月16日~9月15日)		
協会支部名	事業場名	所在地
中部支部	株式会社 丸内	宜野湾市我如古 3-14-1
宮古支部	(株) 沖縄ダイケン宮古島支店	宮古島市平良字西里 1090-12

※次の理事会にて承認予定